

令和 8 年度墨田区会計年度任用職員採用選考案内

令和 8 年 2 月 4 日
墨 田 区

この採用選考は、墨田区会計年度任用職員採用予定者を決定するために実施します。

1 募集概要等

職 種	事務
職 務 内 容	・面接相談時の補助 ・相談業務に係る電話受付 ・資料作成、パソコン等入力作業
資 格 ・ 経 験	次のいずれも満たす方 (1)民間公的機関に係らず生活保護相談経験者 (2)ワード・エクセルを利用した文書及び表計算等の業務ができる者
採用予定時期	令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで ※ 再度の任用を行う場合があります。
採用予定人員	1 名
勤 務 予 定 先	福祉部生活福祉課第一相談係（墨田区役所 3 階）

2 受験資格

- | |
|--|
| (1) 国籍、年齢は問わない
(2) 地方公務員法第 1 6 条の各号のいずれにも該当しない方 |
|--|

(注) 受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第 2 (永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

3 選考方法・日程等

内 容	書類、面接による選考（面接日は書類選考合格者へ通知します。 令和 8 年 2 月中旬に実施予定です。）
結 果 通 知	書類選考後、面接後に通知

4 申込手続等

採用選考受験申込書及び志望理由書（応募動機を 800 字以内にまとめたもの。書式自由）を、下記まで郵送または持参してください。

※令和 8 年 2 月 1 0 日（火）午後 5 時必着

なお、提出された書類は返却しません。

申 込 先	墨田区福祉部生活福祉課管理係（区役所3階） 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20 TEL 03（5608）6085（直通） ※ 持参の場合は、平日午前9時から午後5時までにお問い合わせいたします。
-------	---

5 報酬等

報 酬	【参考】週30時間勤務 月額 約227,000円（地域手当相当の報酬含む。）
手当に相当する報酬等	期末手当・勤勉手当等 ※期末手当・勤勉手当は一定の要件を満たす場合に支給します。 ※その他、通勤手当に相当する費用弁償あり
勤 務 時 間	週30時間 ※月曜日から金曜日までのうち週4日勤務 午前8時30分から午後5時まで（うち1時間は休憩時間）
休 暇 等	年次有給休暇が付与されます（勤務日数により、付与日数が異なります。）。 そのほか、慶弔休暇等があります。
社会保険の適用	地方公務員等共済組合法等に基づき、対象となる場合は、加入することとなります。
受動喫煙防止のための措置	敷地内禁煙 （屋外に喫煙場所があります。）

6 採用選考受験申込書記入上の注意

- (1) 黒又は青のペンもしくはボールペンで記入してください。
- (2) 現住所及び郵送先
マンション、アパート、方書等も詳しく記入してください。
- (3) 学歴欄
最終学歴（現在）及びその前まで記入してください。
- (4) 職歴欄
正規、臨時（アルバイト）を問わず記入してください。
- (5) 資格・免許欄
保有している資格・免許を記入してください。
- (6) 郵送により申込みをする場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用選考申込」と朱書してください。

《 参考 》

地方公務員法第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）も選考を受けることが出来ません。

【区役所案内図】

